

合併公告

平成 25 年 7 月 23 日

株主及び債権者 各位

愛知県名古屋市守山区脇田町 1703 番地
朝日インテック株式会社
代表取締役 宮田 昌彦

当社（以下、「甲」といいます。）は平成 25 年 7 月 11 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、甲の 100%子会社である朝日インテック ジーマ株式会社（本店所在地 静岡県袋井市浅羽 3898 番地の 1 以下、「乙」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、両社の間で本件吸収合併に係る合併契約を締結しましたので、下記のとおり公告いたします。

これにより効力発生日をもって、甲は乙の権利義務全てを承継し、乙は解散することとなります。

なお、この合併は、甲は会社法第 796 条第 3 項、乙は同第 784 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併に際し、株式その他の金銭の割り当ては行わず、甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申出ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までに、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申出ください。
3. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内に書面によりその旨をお申出ください。
4. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状態は次のとおりです。
 - (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
 - (乙) 平成 25 年 4 月 11 日付官報 90 頁（号外第 78 号）に掲載しております。

以上